

番 号：諮問第186号

答 申 日：平成31年2月7日

## 答 申

### 第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った部分開示決定のうち、審査請求人が開示すべきとする部分を非開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県個人情報保護条例及び和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例（平成29年和歌山県条例第54号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成30年1月12日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、当該開示請求について対象公文書を特定できなかったため、開示決定等期限延長を行った上で、補正通知を送付し、審査請求人の補正により、本件開示請求の対象公文書を別紙のとおり特定した。
- 3 実施機関は、審査請求人に対し、一部を開示する部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示しない部分及び開示しない理由を次のとおり記載して、平成30年2月27日付け西健福第01250001号の3で審査請求人に通知した。
  - (1) 開示しない部分
    - ① 管理者の住所、郵便番号及び兼務する職種（公になっているものを除く。）  
サービス管理責任者の氏名（管理者と同一の場合は除く。）、住所及び郵便番号  
その他従業者の氏名
    - ② 法人の代表者の印影
  - (2) 開示しない理由
    - ① 条例第7条第2号該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため

② 条例第7条第3号ア該当

法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため

- 4 審査請求人は、平成30年4月21日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分の一部を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求の内容要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分のうち、サービス管理責任者の氏名を非開示とした部分の取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び審査会への提出意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、審査請求人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

##### (1) 事業所内での掲示等について

当該事業者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に則り運営されていたなら、サービス管理責任者の氏名は少なくとも利用者（その家族）に公表されているはずの情報である。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第92条（第202条で準用する場合を含む。以下同じ。）で、事業者は利用申込者のサービスに資すると認められる重要事項を見やすい場所に掲示しなければならないと書かれている。

イ 基準省令第39条（第202条で準用する場合を含む。）では苦情受付窓口の責任者としてポスター等にサービス管理責任者の氏名が書かれ、事業所玄関などに掲示されている。

ウ 県は、事業所への監査の際には、それらの掲示物を確認する。

エ サービス管理責任者は利用者それぞれと面接、アセスメント支援計画、モニタリングと行う中で顔を合わせ、氏名をサインする。

オ サービス管理責任者は、障害福祉サービスの質を保つまとめ役で、利用者だけではなく、その家族への支援計画の説明や、他職種との会議、連絡の中核を担う者である。

(2) 情報公表制度について

実施機関は、弁明書において障害福祉サービス等に係る情報公表制度を持ち出しているが、県はこの制度の解釈をはき違えており、県の情報公開制度で使うべきではない。当該情報公表制度の目的は、障害者福祉サービスの質の向上のための情報提供に関するものであり、サービス管理責任者は通常厚生労働省が公表すべきとする管理者と兼務しているのであるから、サービス管理責任者の氏名を非開示決定にする事項はない。

(3) 法人の会報誌やホームページでの公表について

当該事業所の法人は、会報誌やホームページ上で積極的に職員の氏名を公表している。

(4) 口頭での開示について

サービス管理責任者の氏名については障害福祉課の複数の職員から口頭で開示を受けている。これは、条例第7条第2号イによる開示であったと考えている。

以上から、サービス管理責任者の氏名の非開示は、条例第7条第2号に該当するものではなく、同号ア（法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報）に該当し、開示すべき情報であり、違法不当であると言わざるを得ない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書、審査請求に対する弁明書、審査会への提出意見書（資料を含む。）並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

サービス管理責任者の氏名（管理者と同一の場合は除く。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当するとして、非開示とした。

審査請求人の主張に対する実施機関の意見は、以下のとおりである。

## 1 事業所内での掲示について

和歌山県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年和歌山県条例第 72 号）において、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、法第 84 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める基準の例によるとされている。

なお、○○○○が行っている指定障害福祉サービス事業は就労移行支援及び就労継続支援 B 型であり、●●●●が行っている指定障害福祉サービス事業は生活介護及び就労継続支援 B 型である。

### (1) 苦情解決の体制

基準省令第 39 条（第 93 条及び第 202 条で準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者は利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の「必要な措置」を講じている。また、法に基づく解釈通知において、「必要な措置」とは具体的には相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいい、当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましいとされている。

### (2) 重要事項の掲示

基準省令第 92 条の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者は当該サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならず、基準省令等の解釈として、実地指導における主な指導事項や事業所運営上の留意事項等について実施機関の考え方をまとめ、県ホームページにおいて公表した「指定障害福祉サービスに係る留意事項」（平成 28 年 3 月和歌山県障害福祉課）において次の項目は必ず掲示することと規定しており、実地指導時に掲示状況を確認している。

- ①運営規程の概要
- ②従業員の勤務の体制
- ③重要事項説明書
- ④事故発生時の連絡体制
- ⑤苦情解決の体制
- ⑥法令遵守責任者
- ⑦人権擁護推進員
- ⑧災害対策推進員
- ⑨安全管理対策推進員
- ⑩協力医療機関

### (3) 従業者の勤務の体制

基準省令第 68 条（第 93 条及び第 202 条で準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者は利用者に対して適切なサービスを提供できるように、当該サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならず、また、法に基づく解釈通知において、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については日々の勤務時間、勤務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス管理責任者である旨等を明確にすることを定めている。

〇〇〇〇及び●●●●では勤務表（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表をいう。以下同じ。）を作成し、掲示している。

### (4) 掲示方法

「指定障害福祉サービスに係る留意事項」において、掲示については「掲示が不可能な場合はファイル等に入れ、受付など見やすい場所に立てかけて誰でも閲覧ができるように」工夫するよう県の考え方を示している。

〇〇〇〇では、上記(2)の項目は、項目ごとにクリアファイルに整理し、事務室と相談室に来所者が閲覧できるように設置している。

なお、重要事項説明書には苦情の受付について苦情受付担当者と苦情解決責任者の職名及び氏名が記載されている。

●●●●では、上記(2)の項目は、項目ごとにクリアファイルに整理し、事務室前の玄関に来所者が閲覧できるように設置している。

なお、重要事項説明書には苦情の受付について苦情受付担当者と苦情解決責任者の氏名が記載されている。

### (5) 結論

以上から、サービス管理責任者の氏名は、勤務表等により事業所に実際掲示されているものではあるが、あくまでも利用申込者のために掲示するものであり、利用申込みの意思を表した者が事業所を訪れ、相談したときに案内される場所に掲示されていればよく、公にされている情報とはいえない。

## 2 情報公表制度について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号）が平成 28 年 6 月 3 日に公布され、障害福祉サービス等に係る情報公表制度が創設されることになった。障害福祉サービス等に係る情報公表制度の報告・公表事項については、第 88 回社会保障審議会障害者部会（平成 29 年 12 月 11 日開催）で公表事項（案）が示されたが、その中にはサービス管理責任者の氏名は含まれていなかったため、本件処分においてはサービス管理責任者の氏名を非開示にしたものである。

その後、情報公表制度が平成 30 年 4 月 1 日から施行され、改正後の法第 76 条の 3 第 1 項においては、情報公表対象サービス等情報は「その提供する情報公表対象サービス等の内容及び情報公表対象サービス等を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、情報公表対象サービス等を利用し、又は利用しようとする障害者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するために公表されることが適当なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。」とされ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 65 条の 9 の 8 において、厚生労働省令で定める情報が規定されているが、その中にサービス管理責任者の氏名は含まれていない。

### 3 法人の会報誌やホームページでの公表について

本件処分に当たり、法人の会報誌やホームページでのサービス管理責任者の氏名の公表状況の確認は行っていない。

### 4 口頭での開示について

〇〇〇〇及び●●●●は、審査請求人の子が利用していた事業所であり、事業所においては 1 のとおりサービス管理責任者の氏名は掲示されていることから、電話で問い合わせを受けたときにサービス管理責任者の氏名を伝えたものである。

## 第 5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、第 1 条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

### 2 対象公文書について

本件対象公文書は別紙のとおりであり、審査請求人は〇〇〇〇及び●●●●の管理者及びサービス管理責任者の氏名が分かる文書として、指定申請書及び変更届出

書（付表を含む。）を請求していると認められる。実施機関において、本件対象公文書において公開しないこととした部分は、「管理者の住所、郵便番号及び兼務する職種（公になっているものを除く。）」、「サービス管理責任者の氏名（管理者と同一の場合は除く。）、住所及び郵便番号」、「その他従業者の氏名」、「法人の代表者の印影」であり、審査請求人はそのうちサービス管理責任者の氏名（以下「本件情報」という。）の開示を求めている。

実施機関は、本件情報が条例第7条第2号に該当するとして、非開示とした本件処分を妥当としていることから、本件情報の非開示情報該当性について検討する。

### 3 本件処分の妥当性について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報とするものであり、本件情報は「個人に関する情報」であるといえる。

ただし、個人を識別することができる情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、同号ただし書アにおいては法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を、同号ただし書イにおいては人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を非開示情報から除いている。

よって、当審査会では、下記のとおり同号ただし書に該当するかどうかの検討を行った。

#### (1) ただし書ア該当性について

ア 法令若しくは条例の規定により公にされている情報

##### (ア) 事業所内での掲示について

###### a 審査請求人の主張

審査請求人は、苦情受付窓口の責任者はサービス管理責任者であり、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項や苦情解決の体制については、事業所内に掲示され、そこには本件情報が記載されているのであるから、条例第7条第2号ただし書アに該当し、公にされている情報であるとして開示すべきと主張する。

###### b 実施機関の説明

実施機関は、基準省令第92条では、事業所の見やすい場所に、利用申

込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないとされ、この重要事項には従業者の勤務の体制や苦情解決の体制が含まれると説明する。そして、少なくとも従業者の勤務の体制として掲示される勤務表には本件情報が記載されているとのことである。

掲示方法は、実施機関が作成した「指定障害福祉サービスに係る留意事項」において、「掲示が不可能な場合はファイル等に入れ、受付など見やすい場所に立てかけて誰でも閲覧ができるように」工夫するよう県の考え方を示しているが、実際「〇〇〇〇」では事務室と相談室に、「●●●●」では事務室前の玄関に、どちらも来所者が閲覧できるように、クリアファイルに整理し掲示されているにとどまり、必ずしも公にされているわけではない。

c 審査会の判断

(a) 審査請求人のいう苦情受付窓口の責任者とは、実施機関が説明する苦情受付担当者又は苦情解決責任者であると認められ、インカメラ審理により見分した本件対象公文書及び実施機関から参考資料として提出のあった重要事項説明書によると、サービス管理責任者が必ずしも苦情受付担当者又は苦情解決責任者となるわけではないものと認められる。

(b) 当審査会の多数意見は、基準省令第 92 条における掲示は、「事業所の見やすい場所」という特定の場所での掲示であり、掲示する内容は「利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項」であることから、あくまでも利用申込者や利用者のためにする掲示であるといえ、同号ただし書アの「法令若しくは条例の規定」は、何人に対しても、等しく公開するものに限られると解されることから、事業所内での掲示をもって法令若しくは条例の規定により公にされているとまではいえないと判断した。

なお、委員 1 名による反対意見がある。

(イ) 情報公表制度について

a 審査請求人の主張

審査請求人は、サービス管理責任者は通常当該制度において国が公表すべきとする管理者と兼務していることから、自動的に開示される情報であると主張する。

b 実施機関の説明

実施機関は、本件情報は当該制度で公表が予定されていない情報である旨説明し、公にすることが予定されている情報である「管理者」の氏名は開示したということであった。

c 審査会の判断

インカメラ審理により見分した本件対象公文書並びに実施機関から参考資料として提出のあった重要事項説明書及び勤務表によれば、サービス管理責任者が必ずしも管理者であるとは認められず、そうすると本件情報については同制度の対象外である。

以上から、当審査会は、法令の規定により公にすることが予定されているとまではいえないと判断した。

イ 慣行により公にされている情報

審査請求人は、本件情報は事業所を運営する法人が自ら会報誌やホームページで公表している情報であると指摘する。

当審査会において、審査請求書添付資料により確認したところ、「〇〇〇〇」については、社会福祉法人〇〇〇〇〇〇・〇〇〇〇〇〇〇発行の会報「〇〇〇〇〇〇〇〇」において職員名が、「●●●●」については、NPO法人〇〇〇〇〇ホームページにおいて職名及び職員名が記載されているのが確認できる。

しかし、事業所を運営する法人の会報誌やホームページにおいて、公表していたとしても、それは個別的な事例にとどまるものであり、必ずしも慣行として公にされているとまではいえず、当審査会は本件についても同様に判断した。

(2) ただし書イ該当性について

審査請求人は、ただし書イに該当する可能性も指摘しているので、これについても検討する。

本件情報と生命、健康、生活、財産等の保護すべき権利利益との間には密接な関連性はなく、当審査会は、これらを保護するために開示が必要であるとは認められないと判断した。

(3) 結論

実施機関が本件情報について条例第7条第2号ただし書には該当しないとして、同号本文に基づき非開示決定を行った本件処分は妥当であるといえる。

4 審査請求人のその他の主張について

(1) 情報提供制度との関係

実施機関は、審査請求人からの問い合わせで、口頭で本件情報を開示しているとのことである。公文書開示制度においては、条例第5条により「何人も」開示請求できることとなっており、請求人が誰であろうと、開示の請求があれば非開示情報を除き、開示することとなる。実施機関による口頭での本件情報の開示は、利用者及びその家族であれば知りうるはずの情報であるとして情報

提供を行ったと推測できるものであり、その点において公文書開示制度と情報提供制度はそれぞれの独自の機能を発揮するものであり、別個の制度である。よって、公文書開示制度においては、情報提供を受けていることは考慮しない。

## (2) 実施機関等の対応との関係

審査請求人は、実施機関や事業所の対応等に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、審査請求人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

## 5 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 反対意見

条例第7条第2号ただし書アの法令若しくは条例の規定により公にされていることの該当性についての反対意見は、次のとおりである。

基準省令第92条においては、「事業所の見やすい場所に（中略）利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない」と規定されているところ、ここにいう「利用申込者」とは現に利用している者だけでなく、「利用しようとする者」を含むものと解釈すべきであって、同条は、重要事項については、これを公にすることを要求している。

また、「指定障害福祉サービスに係る留意事項」においても、県の考え方として、「掲示が不可能な場合（中略）誰でも閲覧ができるように」工夫することが要求されているところであって、閲覧者を限定しているものとは解されない。

そうすると、本件情報を含む重要事項は、法令の規定により公にされているものといえるから本件情報については開示すべきである。

## 第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
平成30年5月9日	○諮問（実施機関）
平成30年7月2日	○弁明書及び反論書の写しを受理
平成30年7月3日	○審議
平成30年7月24日	○審議
平成30年8月30日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成30年9月26日	○審査請求人からの意見書受理

平成 30 年 10 月 2 日	○審議
平成 30 年 10 月 17 日	○審議
平成 30 年 10 月 31 日	○実施機関からの意見書受理
平成 30 年 11 月 14 日	○審議
平成 30 年 12 月 4 日	○審議
平成 30 年 12 月 26 日	○審議
平成 31 年 1 月 23 日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成30年1月12日	平成27年度～29年度の田辺保健所管内の障害者の福祉事業所（通所施設）の管理者とサービス管理責任者が分かる書類（〇〇〇〇、●●●●のみ希望）
平成30年2月13日 （補正後）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、平成26年度～29年度に障害者の福祉事業所（通所施設：〇〇〇〇・●●●●のみ）から田辺保健所（西牟婁振興局健康福祉部保健福祉課）に提出され、同課で保有する公文書のうち、以下のもの  ●●●● 指定申請書（平成27年3月3日提出） 付表3（平成27年3月3日提出） 付表12（平成27年3月3日提出） 変更届出書（平成27年9月18日提出） 付表3（平成27年9月18日提出） 付表12（平成27年9月18日提出） 変更届出書（平成28年3月3日提出） 付表3（平成28年3月3日提出） 付表12（平成28年3月3日提出） 変更届出書（平成28年4月8日提出） 付表3（平成28年4月8日提出） 付表12（平成28年4月8日提出） 変更届出書（平成29年11月6日提出） 付表3（平成29年11月6日提出） 付表12（平成29年11月6日提出）  〇〇〇〇 変更届出書（平成26年9月4日提出） 付表11（平成26年9月4日提出） 付表12（平成26年9月4日提出） 変更届出書（平成27年4月10日提出） 付表11（平成27年4月10日提出）

	付表 12 (平成 27 年 4 月 10 日提出) 変更届出書 (平成 27 年 9 月 14 日提出) 付表 11 (平成 27 年 9 月 14 日提出) 付表 12 (平成 27 年 9 月 14 日提出) 変更届出書 (平成 28 年 4 月 8 日提出) 付表 11 (平成 28 年 4 月 8 日提出) 付表 12 (平成 28 年 4 月 8 日提出) 変更届出書 (平成 29 年 4 月 18 日提出) 付表 11 (平成 29 年 4 月 18 日提出) 付表 12 (平成 29 年 4 月 18 日提出)
--	---